

通所介護事業所の事業所規模による区分の確認方法について

1 事業所規模による区分の取扱い

- (1) 前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分する。
- (2) 通所介護事業者が第一号通所事業の指定（総合事業）を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。

2 事業所規模の算定区分の確認方法

- (1) 確認方法が、次の①、②いずれに該当するか確認する。
- ・前年度の実績が6ヶ月以上の事業所 : ①の確認方法
 - ・前年度の実績が6ヶ月未満の事業所 : ②の確認方法
 - ・前年度に6ヶ月以上事業実績があり、4月1日に、定員（※）を前年度から25%以上変更する事業所 : ②の確認方法
- ※ 前年度に定員変更をしている場合、人数の差が最も大きくなる時点を前年度の定員と捉えます。

(2) 1月当たりの平均利用延人員数を算定する。（規模別報酬計算表による）

【①の確認方法】

- ・月ごとに利用延人員数を算定し合計した数を、営業月数で割って月平均を算定する。
 - ・期間は令和6年4月から令和7年2月とする。
- ※ ただし、年度途中で事業開始又は再開した事業所については、通所介護費を算定した月とする。

（確認表）

令和6年									令和7年			合計 (A)	月平均 (B)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

(A) ÷ 営業月数 = (B)

- ※1 3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む）については、利用者数に2分の1を乗じた数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については利用者数に4分の3を乗じた数とする。
- ※2 第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。
ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- ※3 毎日事業を実施している事業所（正月等の特別な期間を除く）については、算出した月平均利用延人員数に6/7を乗じた数とする。

【②の確認方法】

- ・利用定員（運営規程）の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で算定する。

（確認の計算式）

$$\text{利用定員（運営規程）（人）} \times 0.9 \times \text{予定される1月当たりの営業日数（日）} = \text{月平均（B）}$$

※ 毎日事業を実施している事業所（正月等の特別な期間を除く）については、算出した月平均利用延人員数に6/7を乗じた数とする。

（3）1月当たりの平均利用延人員数（B）により、通常規模、大規模（I）、大規模（II）のいずれに該当するか確認する。

	(B) ≤ 750人	→ 通常規模
750人 <	(B) ≤ 900人	→ 大規模（I）
900人 <	(B)	→ 大規模（II）